



栃木県公報

令和8(2026)年
5月7日(木)
第702号

目次

告示

○補助金等の名称等を定める告示の一部改正	369
○土地改良区定款変更の認可	370
○道路の供用開始	370
○指定納付受託者の指定	371

公告

○令和8(2026)年度製菓衛生師試験の実施	372
○令和8(2026)年度調理師試験の実施	374
○土地改良区連合役員の退就任	375
○県営土地改良事業の工事完了	377
○都市計画の構想に関する公聴会の開催	377

調達等公告

○技術提案書の提出に関する公告(特定調達公告)	378
-------------------------	-----

告示

栃木県告示第282号

補助金等の名称等を定める告示(昭和47年栃木県告示第354号)の一部を次のように改正し、令和8(2026)年度分の補助金等から適用する。

令和8(2026)年5月7日

栃木県知事 福田 富一

保健福祉部の部保健福祉課の款令和6(2024)年度フードバンク活動団体支援事業費補助金の項及び令和7(2025)年度フードバンク活動団体支援事業費補助金の項を削り、同部医療政策課の款の次に次のように加える。

地域福祉課	令和6(2024)年度フードバンク活動団体支援事業費補助金	フードバンク活動を行う団体(以下「フードバンク活動団体」という。)が、生活困窮者や子ども食堂等の支援のために無償で配布する食品や生活必需品である日用品(以下「食品等」という。)及び食品等の受入・保管体制を強化するために行う設備整備の購入経費等に対して助成し、当該団体の活動を通じた生活困窮者等の支援を実施する。	次の(1)及び(2)の事業を実施するに当たり要する経費 (1)生活困窮者等に配布するための食品等の購入又は配布を行う事業 (2)食品等の受入・保管体制を強化するための設備整備事業	当該経費の10分の10以内。 ただし、1の団体当たり上限300万円。 なお、1の団体が複数の活動拠点を有している場合は、1の活動拠点当たり上限300万円。	フードバンク活動団体
-------	-------------------------------	---	---	---	------------

<p>令和 7 (2025) 年度フードバンク活動団体支援事業費補助金</p>	<p>フードバンク活動を行う団体（以下「フードバンク活動団体」という。）が、生活困窮者や子ども食堂等の支援のために無償で配布する食品や生活必需品である日用品（以下「食品等」という。）及び食品等の受入・保管体制を強化するために行う設備整備の購入経費等に対して助成し、当該団体の活動を通じた生活困窮者等の支援を実施する。</p>	<p>次の(1)及び(2)の事業を実施するに当たり要する経費</p> <p>(1) 生活困窮者等に配布するための食品等の購入又は配布を行う事業</p> <p>(2) 食品等の受入・保管体制を強化するための設備整備事業</p>	<p>当該経費の10分の10以内。</p> <p>ただし、1の団体当たり上限300万円。</p> <p>なお、1の団体が複数の活動拠点を有している場合は、1の活動拠点当たり上限300万円。</p>	<p>フードバンク活動団体</p>
<p>令和 8 (2026) 年度フードバンク活動団体支援事業費補助金</p>	<p>フードバンク活動を行う団体（以下「フードバンク活動団体」という。）が、生活困窮者や子ども食堂等の支援のために無償で配布する食品や生活必需品である日用品（以下「食品等」という。）及び食品等の受入・保管体制を強化するために行う設備整備の購入経費等に対して助成し、当該団体の活動を通じた生活困窮者等の支援を実施する。</p>	<p>次の(1)から(3)までの事業を実施するに当たり要する経費</p> <p>(1) 生活困窮者等に配布するための食品等の購入又は配布を行う事業</p> <p>(2) 食品等の受入・保管体制を強化するための設備整備事業</p> <p>(3) フードバンク活動の認知向上及び寄附・協力の促進を図るための広報事業</p>	<p>当該経費の10分の10以内。</p> <p>ただし、1の団体当たり上限300万円。</p> <p>なお、1の団体が複数の活動拠点を有している場合は、1の活動拠点当たり上限300万円。</p>	<p>フードバンク活動団体</p>

(地域福祉課)

栃木県告示第283号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和 8 (2026) 年 5 月 7 日

栃木県知事 福 田 富 一

<p>土 地 改 良 区 名</p>	<p>認 可 年 月 日</p>
<p>日 光 市 土 地 改 良 区</p>	<p>令 和 8 (2026) 年 4 月 22 日</p>

(農地整備課)

栃木県告示第284号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和 8 (2026) 年 5 月 7 日から同年 6 月 5 日まで

一般の縦覧に供する。

令和8(2026)年5月7日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
42	一般県道 結城石橋線	下野市花田197-2から 下野市花田191-1まで	令和8(2026)年 5月7日
214	一般県道 福良羽川線	小山市大字高橋字神田473-3から 小山市大字高橋字川岸内610-1まで	令和8(2026)年 5月7日
296	一般県道 小山都賀線	小山市大字小葉字本郷288から 小山市大字小葉字本郷260-2まで	令和8(2026)年 5月7日

(道路保全課)

栃木県告示第285号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8(2026)年5月7日

栃木県知事 福田 富一

I

1 指定納付受託者の主たる事務所の所在地及び名称

- 主たる事務所の所在地
茨城県水戸市南町3丁目4番12号
- 名称
株式会社めぶきカード
- 指定をした日
令和8(2026)年4月1日

2 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

以下の条例等に基づき徴収される手数料、使用料その他の歳入のうち、決済端末機(本件指定納付受託者に対する納付の委託の用に供する決済端末機をいう。)を利用し納付することとして別途定めるもの

- 栃木県手数料条例
- 栃木県衛生福祉大学校条例
- 栃木県立図書館オンラインデータベース利用要項

II

1 指定納付受託者の主たる事務所の所在地及び名称

- 主たる事務所の所在地
東京都港区虎ノ門2-10-4 オークラプレステージタワー8階
- 名称
株式会社エム・ピー・ソリューション
- 指定をした日
令和8(2026)年4月1日

2 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

以下の条例等に基づき徴収される手数料、使用料その他の歳入のうち、決済端末機(本件指定納付受託者に対する納付の委託の用に供する決済端末機をいう。)を利用し納付することとして別途定めるもの

- 栃木県手数料条例
- 栃木県衛生福祉大学校条例
- 栃木県立図書館オンラインデータベース利用要項

(会計局会計管理課)

公 告

○令和8(2026)年度製菓衛生師試験の実施

製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)第4条第1項に規定する製菓衛生師試験を次のとおり実施するので、製菓衛生師法施行細則(昭和42年栃木県規則第50号)第3条第2項の規定により公告する。

令和8(2026)年5月7日

栃木県知事 福田 富一

1 試験の日時

令和8(2026)年8月5日(水)午前9時30分から正午まで

2 試験の場所

宇都宮市睦町1-35 宇都宮短期大学附属高等学校

(敷地内への自家用車等の乗り入れは禁止する。)

3 試験科目

(1) 衛生法規 (2) 公衆衛生学 (3) 食品学 (4) 食品衛生学 (5) 栄養学

(6) 製菓理論及び実技(職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)の規定による菓子製造技能士の1級又は2級の資格を有する者は、本人の申出により免除する。)

4 受験資格

次のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条(高等学校の入学資格)に規定する者であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者

(2) 菓子製造業に従事した期間が、菓子製造業従事証明書(栃木県製菓衛生師法施行細則別記様式第2号)の証明日において2年以上となる者で、次に掲げる者

ア 学校教育法第57条に規定する者

イ 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者

ウ 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終わった者

エ 前各項ア～ウのほか、製菓衛生師法施行規則(昭和41年厚生省令第45号)附則第2項各号に規定する者

なお、日本国内の外国人学校の卒業又は外国の学校を卒業した者は、厚生労働大臣の認定が必要となる場合があるので、早めに願書提出先へ相談すること。

また、「菓子製造業」(菓子を製造する営業で食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項の許可を受けて営むもの)の範囲は、食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第11号に規定する菓子製造業、同条第26号に規定する複合型そうざい製造業のうち菓子の製造を営むもの又は同条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち菓子の製造を営むものとする。

(3) 製菓衛生師法の施行の際(昭和41年12月26日)現に菓子製造業に従事していた者(学校教育法第57条に規定する者を除く。)であって、菓子製造業に従事した期間が、同法の施行の日において3年を超えている者又は同法の施行の日後3年を超えるに至った者

また、(2)及び(3)における「菓子製造業に従事した期間」とは、食品衛生法第55条第1項の規定により都道府県知事の許可を受けた営業の施設で、実際に菓子製造に従事した期間をいう。

ただし、次の場合は、上記の菓子製造業に従事したことは認めない。

ア 専ら菓子製品の運搬、配達、食器洗浄等直接菓子製造業に従事していない場合

イ パート、アルバイト等で菓子製造業に従事している場合(週4日以上かつ1日6時間以上、又は週5日以上かつ1日5時間以上従事している場合を除く。)

5 提出書類

受験を希望する者は、受験願書に次の書類を添えて提出すること。

なお、受験願書、菓子製造業従事証明書及び受験票は、各健康福祉センター、宇都宮市保健所又は栃木県

保健福祉部医薬・生活衛生課において配布するものを使用すること。ただし菓子製造業従事証明書については栃木県ホームページからダウンロードしたのも使用可能とする。

(1) 4 受験資格(1)及び(2)による者

ア 都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者についてはそれを証する書類、その他の者は2年以上菓子製造業に従事したことを証する菓子製造業従事証明書

イ 菓子製造技能士の1級又は2級の技能検定合格証の写し(合格証原本を持参すること。該当者のみ。)

ウ 写真及び受験票

受験票に写真(出願前6か月以内に撮影した脱帽、上半身正面向き、縦6cm、横4cmの大きさのもの。スナップ写真は用いないこと。)を貼り付け、所定の事項を記入すること。

(2) 4 受験資格(3)による者

ア 昭和41(1966)年12月26日において、現に菓子製造業に従事しており、菓子製造業に従事した期間が3年を超えていることを証する菓子製造業従事証明書

イ 菓子製造技能士の1級又は2級の技能検定合格証の写し(合格証原本を持参すること。該当者のみ。)

ウ 写真及び受験票

(1)のウに同じ

(3) (1)のア及び(2)のアの菓子製造業従事証明書には、菓子工業組合等の裏書証明を受けること。

(4) その他

栃木県が実施した令和7(2025)年度製菓衛生師試験不合格者及び欠席者で当該試験の受験票を添付する場合は、上記提出書類のうち、製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したことを証する書類、菓子製造業従事証明書及び技能検定合格証の写しの提出を省略することができる。なお、受験票を紛失した場合は、身分証明書を持参すること。

また、婚姻その他の理由により、現在の氏名と当該試験当時の氏名が異なる場合は、変更内容が確認できる公的書類(戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)若しくは戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)又は旧姓併記された住民票の写し等)を提示すること。

6 願書受付

(1) 受付期間

令和8(2026)年6月3日(水)から同月9日(火)まで(ただし、土曜日及び日曜日を除く)

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 提出先

ア 県内居住者は、その居住地を管轄する健康福祉センター(宇都宮市居住者は、宇都宮市保健所)

ただし、矢板市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町及び那珂川町の居住者は、県北健康福祉センター

イ 県外居住者は、栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課

(3) 提出方法

郵送不可。提出先に持参すること。

7 受験通知

受験者には、受験票の交付により受験番号を通知する。

8 試験結果の発表

令和8(2026)年9月2日(水)午前11時から県庁正面道路東側屋外掲示場、各健康福祉センター及び宇都宮市保健所の掲示場並びに栃木県ホームページに受験番号をもって合格者を発表する。

また、合格者には、合格証書を郵送する。

なお、電話による問い合わせには、一切応じない。

9 受験手数料

9,400円

10 試験結果の簡易開示

受験者本人の試験結果(科目別得点)については、合格発表の日から1か月間の執務時間中、栃木県保健

福祉部医薬・生活衛生課において口頭により開示を請求することができる。

開示を希望する場合は、受験者本人が本人であることを証明できる書類（受験票、身分証明書、運転免許証等）を持参の上、これを提示すること。

○令和8(2026)年度調理師試験の実施

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項に規定する調理師試験を次のとおり実施するので、調理師法施行細則（昭和34年栃木県規則第35号）第2条の規定により公告する。

令和8(2026)年5月7日

栃木県知事 福田 富一

1 試験の日時

令和8(2026)年8月5日（水）午前9時30分から正午まで

2 試験の場所

宇都宮市睦町1-35 宇都宮短期大学附属高等学校

（敷地内への自家用車等の乗り入れは禁止する。）

3 試験科目

- (1) 公衆衛生学 (2) 食品学 (3) 栄養学 (4) 食品衛生学 (5) 調理理論
(6) 食文化概論

4 受験資格

次に掲げる学歴及び職歴を有する者

(1) 学歴（次のいずれかに該当する者）

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者

イ 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者

ウ 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者

エ 調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）附則第3項各号に規定する者

なお、日本国内の外国人学校の卒業又は外国の学校を卒業した者は、都道府県知事の認定が必要となる場合があるので、早めに願書提出先へ相談すること。

(2) 職歴

次の施設の調理業務に従事した期間が、調理業務従事証明書の証明日において2年以上となる者

ア 寄宿舍、学校、病院等の給食施設であって継続して1回20食以上又は1日50食以上を調理して供与する施設

イ 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条に規定する飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業又は複合型そうざい製造業の許可を受けた営業の施設（喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）を除く。）

ただし、次の場合は、上記の調理業務に従事したことは認めない。

(ア) 専ら調理品の運搬、配達、食器洗浄等直接調理業務に従事していない場合

(イ) 栄養士、看護師、保育士等の職種として従事している場合（通常の勤務体系で専ら調理業務に従事している場合を除く。）

(ウ) パート、アルバイト等で調理業務に従事している場合（週4日以上かつ1日6時間以上、又は週5日以上かつ1日5時間以上従事している場合を除く。）

5 提出書類

受験を希望する者は、受験願書に次の書類を添えて提出すること。

なお、受験願書、調理業務従事証明書及び受験票は、各健康福祉センター、宇都宮市保健所又は栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課において配布するものを使用すること。ただし調理業務従事証明書については栃木県ホームページからダウンロードしたものも使用可能とする。

(1) 調理業務従事証明書

ア 調理従事施設において、調理の業務に2年以上従事したことを証明するものであること。

なお、この証明書は、原則として当該施設長が証明すること。

ただし、従事者と施設長が同一人、配偶者若しくは二親等内の血族の場合又は廃業等によって当該施設長がいない場合は、食品衛生協会等、所属団体の長又は同業者（同業種の施設長）が証明すること。

また、証明印は、当該施設の長の職印を用いること。職印が無い場合は、登記印を用い、印鑑証明書を添付すること。ただし、個人が証明する場合は、市町に登録済の印鑑を用い、印鑑登録証明書を添付すること。

イ 給食施設の開設年月日とは、寄宿舍、学校、病院等の施設であって、多人数に対して食品を供与する施設として開始した年月日をいう。

(2) 写真及び受験票

受験票に写真（出願前6か月以内に撮影した脱帽、上半身正面向き、縦6cm、横4cmの大きさのもの。スナップ写真は用いないこと。）を貼り付け、所定の事項を記入すること。

(3) その他

栃木県が実施した令和7（2025）年度調理師試験不合格者及び欠席者で、当該試験の受験票を添付する場合は、上記提出書類のうち、「(1)調理業務従事証明書」の提出を省略することができる。

なお、受験票を紛失した場合は、身分証明書を持参すること。

また、婚姻その他の理由により、現在の氏名と当該試験当時の氏名が異なる場合は、変更内容が確認できる公的書類（戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）若しくは戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）又は旧姓併記された住民票の写し等）を提示すること。

6 願書受付

(1) 受付期間

令和8（2026）年6月3日（水）から同月9日（火）まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く）
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 提出先

ア 県内居住者は、その居住地を管轄する健康福祉センター（宇都宮市居住者は、宇都宮市保健所）

ただし、矢板市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町及び那珂川町居住者は、県北健康福祉センター

イ 県外居住者は、栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課

(3) 提出方法

郵送不可。提出先に持参すること。

7 受験通知

受験者には、受験票の交付により受験番号を通知する。

8 試験結果の発表

令和8（2026）年9月2日（水）午前11時から県庁正面道路東側屋外掲示場、各健康福祉センター及び宇都宮市保健所の掲示場並びに栃木県ホームページに受験番号をもって合格者を発表する。

また、合格者には合格証書を郵送する。

なお、電話による問い合わせには一切応じない。

9 受験手数料

6,100円

10 試験結果の簡易開示

受験者本人の試験結果（科目別得点）については、合格発表の日から1か月間の執務時間中、栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課において口頭により開示を請求することができる。

開示を希望する場合は、受験者本人が本人であることを証明できる書類（受験票、身分証明書、運転免許証等）を持参の上、これを提示すること。

（医薬・生活衛生課）

○土地改良区連合役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第18項の規定により、次のとおり土地改良区連合の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8(2026)年5月7日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区 連 合 名	役職名	退 任 役 員 氏 名	就 任 役 員 氏 名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
那須野ヶ原 土地改良区 連 合	理 事	中里 信義		那須塩原市太夫塚1-232-13	令和8 (2026). 3.31	
	〃	渡辺美知太郎	渡辺美知太郎	〃 埼玉464-10	〃	令和8 (2026). 4.1
	〃	小森 次夫	小森 次夫	大田原市羽田963	〃	〃
	〃	小針 祐治	小針 祐治	那須塩原市青木1056	〃	〃
	〃	池田 道雄	池田 道雄	〃 四区町724	〃	〃
	〃	斉藤 一太	斉藤 一太	〃 石林357	〃	〃
	〃	臼井 利美	臼井 利美	〃 上大貫194-1	〃	〃
	〃	和泉 正一	和泉 正一	〃 青木1697	〃	〃
	〃	月井 美好	月井 美好	〃 百村489-3	〃	〃
	〃	相馬 岩利	相馬 岩利	〃 高林2062	〃	〃
	〃	三本木直人	三本木直人	〃 三本木456	〃	〃
	〃	山口 勉	山口 勉	〃 鍋掛1474	〃	〃
	〃	花塚 清美	花塚 清美	〃 上厚崎119	〃	〃
	〃	高久 好一	高久 好一	〃 鍋掛346-3	〃	〃
	〃	鎬木 征男	鎬木 征男	〃 井口8	〃	〃
	〃	菊地 雅博	菊地 雅博	大田原市湯津上2378	〃	〃
	〃	磯尾 義親	磯尾 義親	〃 〃 2940-2	〃	〃
	〃	岡 一弘	岡 一弘	〃 蛭田1982	〃	〃
	〃	高橋慎一郎	高橋慎一郎	〃 滝沢596-2	〃	〃
	〃	岡本 幸吉	岡本 幸吉	那須塩原市鍋掛1156	〃	〃
	〃	磯 洋和	磯 洋和	大田原市奥沢231-1	〃	〃
	〃	青木 文夫	青木 文夫	小山市西城南3-2-8	〃	〃
	〃	星野恵美子	星野恵美子	那須塩原市三島2-122-26	〃	〃
	〃	島田 晴子	島田 晴子	〃 西赤田239-10	〃	〃
	〃	西岡 智子	西岡 智子	大田原市花園1187-1	〃	〃
	〃		水戸 滋	那須塩原市下永田7-1098-1		〃
監 事	横田 一雄	横田 一雄	〃 一区町221	令和8 (2026). 3.31	令和8 (2026). 4.1	

監 事	大田原次夫	大田原次夫	那須塩原市青木1218	令 和 8 (2026) . 3 . 31	令 和 8 (2026) . 4 . 1
〃	渡邊 和子	渡邊 和子	大田原市薄葉1387	〃	〃

○県営土地改良事業の工事完了

県営土地改良事業について次のとおり工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和 8 (2026) 年 5 月 7 日

栃木県知事 福 田 富 一

事 業 名	完 了 年 月 日
県営笹原田地区土地改良（区画整理）事業	令和 8 (2026) 年 3 月 19 日

(農地整備課)

○都市計画の構想に関する公聴会の開催

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき、益子都市計画道路3・5・3号益子南通りの変更に関する公聴会を開催するので、都市計画に関する公聴会運営要領（昭和44年栃木県告示第642号。以下「要領」という。）第2条の規定により次のとおり公告し、同条第3号の都市計画の構想に係る図書を栃木県県土整備部都市政策課、栃木県真岡土木事務所及び益子町産業建設部建設課において令和 8 (2026) 年 5 月 7 日から同月 21 日まで縦覧に供する。

なお、要領第3条の規定により、当該都市計画の構想について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに知事に意見申出書を提出することができる。

令和 8 (2026) 年 5 月 7 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 公聴会の日時及び場所

(1) 日時

令和 8 (2026) 年 6 月 4 日 (木) 午後 6 時 30 分から

(2) 場所

益子町益子2030

益子町役場203会議室

2 都市計画の構想

都市計画の変更に係る構想

種別	名 称		位 置			区 域	構 造			備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経 過 地		延 長	構 造 形 式	車 線 数	
幹線街路	3・5・3	益子南通り	益子町大字益子字大橋	益子町大字益子字日向	益子町大字益子字向原	約 2,480m	地表式	2車線	15.0m	幹線街路と平面交差 4箇所 区画街路と平面交差 1箇所

3 その他

縦覧期間満了の日までに、意見申出書の提出がない場合及び意見申出書を提出した者のうちに公述人となる意思を有する者がいない場合は、公聴会を開催しないものとする。なお、傍聴を希望する者は、公聴会の開催の有無について、あらかじめ、栃木県県土整備部都市政策課計画担当（電話028-623-2468）又は栃木県真岡土木事務所企画調査部企画調査課（電話0285-83-8304）に問い合わせること。

（都市政策課）

調達等公告

○技術提案書の提出に関する公告（特定調達公告）

次のとおり技術提案書の提出を招請するので公告する。

令和8（2026）年5月7日

栃木県知事 福田 富一

1 業務概要

(1) 業務名

栃木県公共工事管理システム構築業務

(2) 業務内容

実施要領等による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和11（2029）年3月31日（土）まで

(4) 提案上限額

1,375,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加表明書の提出者に要求される資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、「N2情報関連サービス」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。なお、資格を有していない者は、技術提案書の提出期限までに当該資格を取得すること。

(3) 本プロポーザルの公告日から契約の相手方の決定日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22（2010）年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(5) 栃木県暴行団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第1号又は同条第4号の規定に該当しない者であること。

(6) 配置予定技術者の実績は以下に示される「同種又は類似業務」について、平成28年（2016）年度以降に完了した業務において、1件以上の実績を有さなければならない。

(7) 配置予定技術者の当該部門従事期間は以下に示される「同種又は類似業務」に従事した期間が1年以上でなければならない。

【同種又は類似業務】

ア 業務主任技術者

同種業務：国、特殊法人等、都道府県が発注した公共工事管理システムの構築業務

類似業務：国、特殊法人等、都道府県が発注した公共工事管理システムの運用保守業務

イ 担当技術者

同種業務：国、特殊法人等、都道府県が発注した公共工事管理システムの構築業務

類似業務：国、特殊法人等、都道府県が発注した公共工事管理システムの運用保守業務

担当技術者が複数の場合には、各担当技術者がそれぞれ担当する業務内容に対応する実績を有してい

ればよい。

3 技術提案書の提出者を選定するための基準

参加表明書を提出した者の中から、次の選定基準(1)に基づき、技術提案書を提出することができる者として5者を選定する。なお、選定対象となる最下位順位で同評価の者が複数存在し5者を超える場合は、選定基準(2)に基づき、5者を選定する。選定基準(2)においても同評価の者が複数存在する場合は同評価の者全てを選定することとする。

- (1) 配置予定技術者の経験及び能力
- (2) 事務所の体制（技術者）：同種又は類似業務の従事期間が1年以上の技術者数

4 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書の評価項目、判断基準は、以下のとおりである。

- (1) 配置予定技術者の経験及び能力
- (2) 実施方針・実施フロー・工程表
- (3) その他

5 手続等

(1) 担当部局

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号

栃木県県土整備部技術管理課企画情報・建設DX担当

電話 028-623-2405 FAX 028-623-2392 電子メール kensa@pref.tochigi.lg.jp

(2) 実施要領等の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和 8 (2026) 年 5 月 7 日 (木) から同月 20 日 (水) まで (土曜日及び日曜日を除く。) の午前 9 時から午後 4 時まで。

イ 交付場所

(1)の場所において交付するほか、栃木県ホームページに掲載する。

(3) 参加表明書の提出方法、提出場所及び提出期限

ア 提出方法

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要領等に基づき参加表明書を作成し、電子メール、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

イ 提出場所

(1)の場所に提出すること。

ウ 提出期限

令和 8 (2026) 年 6 月 5 日 (金) 午後 4 時必着

(4) 技術提案書の提出方法、提出場所及び提出期限

ア 提出方法

技術提案書の提出依頼を受けた者は、実施要領等に基づき技術提案書を作成し、電子メール、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。持参、郵送の場合は、併せて電子データ一式を電子メールにより送付すること。

イ 提出場所

(1)の場所に提出すること。

ウ 提出期限

令和 8 (2026) 年 7 月 21 日 (火) 午後 4 時必着

6 その他

- (1) 書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位に限る。

- (2) 契約書の作成を要する。

なお、本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）に

よる締結を可とする（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。

締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

(3) 詳細は、実施要領等による。

7 Summary

(1) Subject matter of the contract:

Development of a Construction Administration Management System for Tochigi Prefecture

(2) Deadline for submission of application documents:

4:00 p.m., June 5, 2026

(3) Deadline for submission of proposal documents:

4:00 p.m., July 21, 2026

(4) Information is available at:

Planning information and Construction DX Section,

Technical Affairs Management Division,

Department of Land Development,

Tochigi Prefectural Government

1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501

TEL 028-623-2405

FAX 028-623-2392

E-mail kensa@pref.tochigi.lg.jp

(技術管理課)